

平成 31 年度東京港物流効率化事業補助金の概要

東京港では、物流効率化に資する取組をより一層強化するため、海上コンテナの輸送において、トラックから船舶や鉄道による輸送へとモーダルシフトの促進を図っています。

平成 31 年度も補助事業を継続実施することとし、東京港における物流効率化を推進してまいります。

1 補助対象事業

(1) フィーダー輸送事業

国際海上コンテナの輸送において、東京港と国内他港との間を内航フィーダー船により輸送する事業

(2) はしけ横持輸送事業

国際海上コンテナの輸送において、東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間をコンテナバージにより輸送する事業

(3) 港内横持輸送事業

国際海上コンテナの輸送において、鉄道輸送を利用するため東京貨物ターミナル駅と東京港コンテナターミナル間をドレージ車両により輸送する事業

2 補助対象者

(1) フィーダー輸送事業

東京港を利用する船舶運航事業者

(2) はしけ横持輸送事業

はしけ横持輸送を依頼する者

(3) 港内横持輸送事業

港内横持輸送を依頼又は営む者

3 補助対象コンテナ

平成 31 (2019) 年 4 月 1 日から平成 32 (2020) 年 3 月 31 日までの間に輸送される国際海上コンテナ (ISO規格)

ただし、実入りコンテナについては、東京港で直接輸出入するもの

4 補助金の額

補助金の額は、以下のとおりです。

(1) フィーダー輸送事業

- ・実入りコンテナ 1FEU (40フィートコンテナ) 当たり 3,000円
- ・空コンテナ 1FEU (40フィートコンテナ) 当たり 2,000円

(2) はしけ横持輸送事業

- ・実入りコンテナ 1FEU (40フィートコンテナ) 当たり 2,000円
- ・空コンテナ 1FEU (40フィートコンテナ) 当たり 1,000円

(3) 港内横持輸送事業

- ・1輸送 (片道) 当たり 2,000円